

職業紹介契約書

株式会社アーティストキャリア（有料職業紹介事業番号 13-ユ-319330。以下「甲」という。）と、株式会社_____（以下「乙」という。）は、職業紹介業務（以下「本業務」という。）に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的・業務の概要）

1. 乙は、甲に対し、乙の必要とする人材に係る紹介を依頼し、甲はこの依頼に応じて必要な人材を紹介することを目的とする。
2. 甲は、乙の求人条件等を把握した上で、甲が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。
3. 甲による当該選抜・紹介は、採用を確実に保証するものではないことを甲乙双方確認する。

第2条（求人情報の提供と紹介）

1. 乙は、紹介を依頼するにあたり、求人条件、労働条件（職業安定法第5条の3第2項に定める事項を含む。）を甲に書面等（電磁的記録を含む。）により明示するものとする。
2. 甲は、登録中の人材の中から乙が指定する能力や経験等を満たす者を検索、調査、選考し、かつ乙の社風等も加味して、乙への応募意思を確認後、速やかに紹介するものとする（以下「応募者」という。）。
3. 乙は、応募書類等が応募者の責任において作成されたものであること、また、甲が応募書類等に記載された内容の事実性、正確性に関して、保証を行わないことを確認する。

第3条（選考・採用）

1. 乙は、甲が紹介した応募者について、自ら選考の上、適当と認めた場合には、あらかじめ甲に示した求人条件等に基づき採用を決定する。この場合、乙は甲を通じて応募者に対して、直ちにその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、公正な採用選考を行うことを表明し、応募者を属性により差別的に取り扱わないことを確約する。
3. 乙が選考及び採用の過程で行う適性検査、身元調査、リファレンス等の調査は、全て乙の責任において行うものとする。
4. 乙が応募者と連絡をとる場合は、原則として甲を経由しなければならない。

第4条（労働条件の明示及び通知義務）

1. 乙は、採用を決定した人材（以下「被採用者」という。）と雇用契約を締結するにあたっては、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書を被採用者に交付するものとする。被採用者が乙に入社するにあたって、乙は同明示書の写しを甲にも交付するものとする。
2. 乙は、本業務を通じて応募または接触した応募者を採用した場合、採用決定日から7営業日以内に、甲に対し書面または電磁的方法により通知するものとする。

第5条（紹介手数料）

1. 本契約に基づく紹介手数料は、以下のとおりとする。なお、本条に定める金額には消費税等は含まれておらず、乙はこれに別途加算される消費税等（地方消費税を含む。以下同じ。）を支払うものとする。
 - (1) アルバイト採用：採用1名あたり5万円

(2) 業務委託採用：採用者の月額報酬の 25%（稼働期間内毎月請求）

(3) 正社員・契約社員採用（新卒採用を含む）：

・1年目の一人目の採用時：50万円

・2人目以降：理論年収の 25%

(4) 新卒 2 名採用：80万円（同年度内に採用した場合に限る）

※理論年収とは、月次給与（基本給＋固定残業代＋諸手当）の12か月分および通年賞与を合計した金額をいう。

2. 前項の紹介手数料の発生時期は、以下のとおりとする。

(1) 中途採用：被採用者の入社日（実質的な勤務開始日または研修・導入教育等の開始日をいう）。

(2) 新卒採用：被採用者の内定承諾日。

第 6 条（支払方法）

1. 乙は、紹介手数料およびこれに対する消費税等相当額を、前条第2項に定める発生日の属する月の翌月末日（末日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とする）までに、甲の指定する金融機関口座に振り込む方法で支払う。
2. 振込手数料は、乙の負担とする。

第 7 条（紹介手数料の返還）

1. 甲は、被採用者が乙に入社後、以下の区分に基づき、受領済みの紹介手数料を乙に返還するものとする。但し、返還の対象は、被採用者の個人的な事情による自己都合退職、または被採用者の責めに帰すべき重大な事由（経歴詐称、重大な服務規律違反等）に基づく解雇に限るものとする。以下の条件と異なる返還条件を決定する場合は、甲乙協議の上で覚書等を作成することとする。
 - (1) 入社日から起算して30日以内の退職：80%
 - (2) 入社日から起算して31日以上60日以内の退職：40%
 - (3) 入社日から起算して61日以上90日以内の退職：20%
 - (4) 入社日から起算して91日以上180日以内の退職：10%
2. 前項までの規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合は、甲は返還の義務を負わないものとする。
 - (1) 乙の経営上の理由による解雇、または退職勧奨が行われた場合。
 - (2) 採用選考時に提示された労働条件（職務内容、勤務地、賃金、労働時間等）と実際の労働条件が相違したことによる退職。
 - (3) 乙の職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他のハラスメント行為、または過度な長時間労働や法令違反等が退職の主な要因であると認められる場合。
 - (4) 入社後の教育・指導（OJT）の不備やマネジメント上の不適当な対応等、乙の雇用管理に起因する事由により被採用者が退職を余儀なくされた場合。
 - (5) その他、被採用者の個人的な責めによらない事由により雇用関係が終了した場合。
3. 甲は、被採用者が新卒採用され、内定承諾日から入社日までに内定を辞退した場合、紹介手数料の100%を返還する。但し、当該辞退が前項各号に定める乙側の事由に起因する場合はこの限りではない。なお、辞退までにアルバイト、インターン、業務委託等契約で稼働していた場合、乙は甲に5万円を支払うものとする。
4. 乙は、退職等の事実が発生した場合、当該事実の発生日（退職日等）より5営業日以内に甲に通知しなければならない。

5. 甲は、本条第1項に基づく返還金が発生した場合、返還事由が生じた日の属する月の翌月末日（末日が金融機関の休業日に当たる場合は、前営業日とする）までに、乙の指定口座へ振り込む方法で返還する。
6. 返還にかかる振込手数料は、甲の負担とする。

第8条（個人情報の取扱い・秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の過程で知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）および個人情報を善良なる管理者の注意をもって適正に管理し、正当な理由なく目的外で使用、開示、漏洩してはならない。
2. 乙は、応募者を不採用とした場合、当該個人情報を速やかに乙の責任において削除または廃棄するものとする。

第9条（実績表示及びロゴ使用）

1. 甲は、乙が本サービス利用企業であることを、ウェブサイト、営業資料等において表示することができる。
2. 前項の表示にあたり、乙のロゴ等を使用する場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らまたはその役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第11条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、締結日から1年間とする。
2. 期間満了1か月前までに書面による終了の意思表示がないときは、本契約はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第12条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年 月 日

(甲) 東京都港区南青山二丁目4番12号
南青山アサヒビル地下1階 007号室
株式会社アーティストキャリア
代表取締役 宇田川 哲男

(乙)